

四日市市告示第 2 号

桜地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）を策定するにあたり、四日市市都市計画まちづくり条例第21条第3項の規定による当該決定案の縦覧を行うため、次のとおり告示し、決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該決定案について、縦覧期間満了の日までに四日市市に意見書を提出することができる。

平成31年 1月 7日

四日市市長 森 智広

1 縦覧する図書

桜地区都市計画マスタープラン（地域・地区別構想）決定案

2 縦覧場所・意見書の提出先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市都市整備部都市計画課

四日市市桜町1399

四日市市市民文化部桜地区市民センター

3 縦覧期間

平成31年1月7日から平成31年1月21日まで

（土・日曜日、祝日を除く）

（都市整備部都市計画課）